28 日獣発第 34 号
平成 28 年 4 月 28 日

地方獣医師会会長　各 位

公益社団法人　日本獣医師会
会　長　　藏　内　勇　夫
（公印及び契印の押印は省略）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

このことについて、平成 28 年 4 月 18 日付け 28 消安第 6420 号をもって、農林水産省消費・安全局長から別添のとおり通知がありました。

このたびの通知は、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令」（平成 28 年農林水産省令第 33 号）が平成 28 年 4 月 18 日付けで交付、施行されたことに伴い、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成 13 年 3 月 30 日 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）が一部改正されたことについて発出されたものです。

本通知においては、

① 本省令の改正により、家きん、魚介類等及び非反すう動物の頭蓋骨及び脊柱、牛の胸椎横突起等についても飼料用ゼラチン及びコラーゲンの原料として利用可能とするとともに、骨由来ゼラチンの処理条件を変更したこと、また、反すう動物由来の原料は、牛、めん羊及び山羊に限るとしたこと、

② 消費・安全局長通知の改正により、製造業者の製造基準の改正とともに、原料収集先の確認基準を設定したこと、また、これを機に原料混合肉骨粉及び原料混合血粉等について、製造業者の製造基準を改正し、

原料に係る規定を整備したこと、

③ 留意事項として、原料収集における収集先の確認基準順守の確認及び引き続き伝達性海綿状脳症の感染確認動物（ミンク、猫）の原料利用の回避について、関係者への指導時に配慮されたいこと

について、都道府県知事あて通知したので、本会に対し、その旨了知の上、本会会員への周知徹底の協力が依頼されています。

つきましては、以上について、貴会関係者に周知方よろしくお願いいたします。

本件内容の問合せ先
公益社団法人
日本獣医師会：事業担当　駒田
TEL　03－3475－1601

２７消安第６４２０号
平成２８年４月１８日

公益社団法人日本獣医師会会長　殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第33号）が平成28年４月18日付けで公布されたことについて、別添のとおり都道府県知事宛て通知しましたので、御了知の上、貴団体傘下の会員又は組合員に対する周知徹底につき御協力願います。

公益社団法人日本獣医師会
受付
28.4.20
第 28 号

写

２７消安第６４２０号
平成２８年４月１８日

各都道府県知事　殿

農林水産省消費・安全局長

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令の施行について

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（平成28年農林水産省令第33号。以下「改正省令」という。）が平成28年４月18日付けで公布、施行されました。また、本省令の施行に伴い、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」（平成17年３月11日付け16消安第9574号農林水産省消費・安全局長通知。以下「確認通知」という。）及び「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」（平成13年３月30日付け12生畜1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）を一部改正しました。

改正内容については、下記のとおりですので、御了知の上、貴管下関係者に対する周知徹底につき御協力をお願いします。

記

第１　改正省令の概要

動物由来たん白質又は動物由来たん白質を原料とする飼料の成分規格の一部を改正し、飼料用ゼラチン及びコラーゲン（以下「ゼラチン等」という。）について、家きん、魚介類、非反すう動物の頭蓋骨及び脊柱、牛の胸椎横突起等も原料として利用可能とするとともに、骨由来ゼラチン等の処理条件を変更した。また、飼料用ゼラチン等の原料として、反すう動物由来のものについては、牛、めん羊及び山羊に限ることとした。

第２　確認通知の改正の概要

飼料用ゼラチン等について、製造業者の製造基準を改正するとともに、原料収集先の確認基準を設定した。

また、これを機に原料混合肉骨粉等及び原料混合血粉等について、製造業者の製造基準を改正し、原料に係る規定を整備した。

第３　留意事項

原料を収集する場合は、原料収集先が原料収集先の確認基準（確認通知別添１－２）の要件を満たす体制を確立していることを確認した上で、当該原料を収集する必要がある。なお、飼料用ゼラチン等を製造する場合は、非反すう動物であっても、伝達性海綿状脳症への感染性が確認されている動物（ミンク、ネコ）については引き続き原料としての使用を控えるよう、関係者への指導を行う際にはご配慮いただきたい。

（別紙１）

「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について」
（平成１７年３月１１日付け１６消安第９５７４号農林水産省消費・安全局長通知）一部改正新旧対照表　　（下線部分は改正部分）

改　正　後	改　正　前
記 第１～第４　（略） 別添１－１ ゼラチン及びコラーゲンの製造基準 １　原料受入に係る基準 (1) 収集先 ゼラチン及びコラーゲン（以下「ゼラチン等」という。）の製造に用いる原料（以下「ゼラチン等原料」という。）は、食鳥処理場、魚介類のみを分別して取り扱う事業場又は(4)のア及びイの契約を締結した別添１－２に掲げる原料収集先からのもののみ受け入れること。また、ほ乳動物の骨にあっては、別記様式第９号による原料供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。 (2) 原料の輸送 ゼラチン等原料の輸送に当たっては、別添１－２の確認基準を満たした条件で輸送すること。 (3) 原料受入時の品質管理・記録 原料受入時にゼラチン等原料以外の動物質原料が混入していないことを確認すること。原料受入時の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和２８年法律第３５号。以下「法」という。）第５２条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。確認した帳簿を８年間保存すること。 (4) 原料収集先との契約 原料収集先等原料収集にかかわる者とア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。	記 第１～第４　（略） 別添１ ゼラチン及びコラーゲンの製造基準 １　原料受入に係る基準 ゼラチン又はコラーゲン（以下「ゼラチン等」という。）の製造に用いる原料受入の記録は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和２８年法律第３５号。以下「法」という。）第５２条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

また、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア　原料収集先等は、別添１－２の確認基準を満たすこと。

イ　原料収集先等は、契約を締結したゼラチン等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

2　製造に係る基準

(1)　製造方法

確認を受けるゼラチン等の製造工程は、ア及びイの要件を満たしていること。

ア　１の要件を満たすゼラチン等原料以外の原料を用いる製造工程と完全に分離された工程において製造されていること。

イ　ほ乳動物の骨を原料としてゼラチン等を製造する場合、当該製品の製造工程において、次の工程の全て又はこれと同等以上の処理がなされていること。

①　脱脂

②　酸による脱灰

③　酸処理又はアルカリ処理

④　ろ過

⑤　138℃以上で４秒間以上の殺菌処理

(2)　製造記録

法第５２条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3　製品出荷に係る基準

製品出荷の記録は、法第５２条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

2　製造に係る基準

(1)　製造工程

確認を受けるゼラチン等の製造工程は、ア又はイの要件を満たしていること。

ア　皮を原料としてゼラチン等を製造する場合、皮以外に由来するたん白質の製造工程と完全に分離された工程において製造されたものであること。

イ　骨（頭蓋骨及び椎骨を除く。）を原料としてゼラチン等を製造する場合、当該製品の製造工程において、①加圧下での洗浄、②酸による脱灰、③長期のアルカリ処理、④ろ過、⑤138℃で４秒間の殺菌の各処理がなされていること。

(2)　製造記録

法第５２条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

3　製品出荷に係る基準

製品出荷の記録は、法第５２条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。

別添１－２

ゼラチン等製造業者による原料収集先の確認基準

１　ゼラチン又はコラーゲンの原料を扱う事業場

ゼラチン等の製造業者は、ゼラチン等原料について、次の(1)から(4)までが確実に実施されているものを収集すること。

(1)　ゼラチン等原料は、ほ乳動物の皮若しくは骨、家きん又は魚介類に由来するものであって、以下に掲げる動物質原料と分別されていること。

ア　反すう動物の頭蓋骨及び脊柱（牛にあっては、背根神経節を含み、胸椎横突起、腰椎横突起、仙骨翼及び尾椎を除く。）

イ　牛、めん羊及び山羊以外の反すう動物に由来するもの

(2)　ゼラチン等原料は、(1)のア及びイに掲げるもの（以下「反すう動物脊柱等」という。）と混入しないよう分別され、保管されていること。

(3)　ゼラチン等原料のうち、ほ乳動物の骨に由来するものの出荷に当たっては、ゼラチン等原料以外のものが混入していないことを確認した上で、別記様式第９号により原料供給管理票が発行されること。

(4)　(1)から(3)までの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。

２　ゼラチン等原料の輸送

ゼラチン等原料の輸送に当たっては、ゼラチン等原料を入れる容器が反すう動物脊柱等を入れる容器と共用されておらず、反すう動物脊柱等が混入しないように輸送されていること。

注　「容器」とは、輸送又は保管のために用いるための容器であって、当該原料が直接接触するもの（バルク車、トランスバック、ＰＰ袋、紙袋、輸送管等）をいう。

（新設）

別添５－１

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

１　原料受入に係る基準

(1)　収集先

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚又は家きんに由来する原料（以下「豚又は家きん原料」という。）は、次の①から④までのいずれかに該当するものに限る。

①　別添５－２の確認基準を満たす原料収集先から受入れた豚又は家きん原料であって別記様式第９号の原料供給管理票が携行されたもの

②　農場から直接出荷される解体処理されていない豚であって、豚以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの

③　農場から直接出荷される解体処理されていない家きんであって、家きん以外の動物の混入がないことを目視で確認できる状態であるもの

④　別添２－１、３－１、４－１、５－１又は６－１の基準を満たす施設から受け入れたものであって、別記様式第８号の肉骨粉等供給管理票が携行されたもの

(2)　原料の輸送

原料混合肉骨粉等の製造業者は、原料収集先から豚又は家きん原料を輸送するに当たっては、次の①から③までのいずれかの要件を満たすこと。

①　(1)の①の収集先にあっては、別添５－２の確認基準を満たした状態で輸送すること。

別添５－１

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉の製造基準

１　原料受入に係る基準

(1)　収集先

ア　豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された肉骨粉、加水分解たん白及び蒸製骨粉（以下「原料混合肉骨粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料（以下「豚原料」という。）は、別添５－２の確認基準の要件を満たす原料収集先と(4)のア及びイの契約を締結し、別記様式第９号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する豚原料は、解体処理されていない豚であり、豚以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

イ　家きんについて

原料混合肉骨粉等の製造に用いる家きんに由来する原料（以下「家きん原料」という）は、別添５－２の確認基準の要件を満たす原料収集先と(5)のア及びイの契約を締結し、別記様式第９号による原料供給管理票が携行されたもの又は農場から直接出荷されたもののみ受け入れること。

なお、農場から収集する家きん原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

(2)　原料の輸送

豚原料及び家きん原料の輸送に当たっては、別添５－２の確認基準を満たした条件で輸送すること。

ただし、農場から輸送される解体処理をされていない豚及び家きんの輸送に当たっては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のた

② (1)の②又は③の収集先にあっては、豚と家きんを分別した状態で輸送すること。輸送容器は輸送原料以外の動物に由来する血液その他のたん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

③ (1)の④の収集先にあっては、別添２－１、３－１、４－１、５－１又は６－１の基準を満たした状態で輸送すること。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

原料混合肉骨粉等の製造業者は、豚又は家きん原料受入時に、豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票又は肉骨粉等供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は家きんであり、豚又は家きん以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第５２条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿を８年間保存すること。

(4) 原料収集先との契約

原料混合肉骨粉等の製造業者は、(1)の①の原料収集先等原料収集にかかわる者と次のア及びイに定める事項を内容とする契約を締結すること。

また、原料混合肉骨粉等の製造業者は、当該契約内容が原料収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚又は家きん原料の収集先等は、別添５－２の確認基準を満たすこと。

イ 豚又は家きん原料の収集先等は、契約を締結した原料混合肉骨粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

ん白質が混入しないように専用容器を用いるか輸送前に洗浄を十分に行うこと。

(3) 原料受入時の品質管理・記録

豚原料又は家きん原料の受入時に、豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認すること。

また、原料供給管理票が携行されていない原料については、解体処理されていない豚又は家きんであり、豚又は家きん以外の原料の混入がないことを確認し、帳簿に記載すること。原料受入時の記録は、法第５２条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した原料供給管理票又は帳簿を８年間保存すること。

(4) 豚原料の収集先との契約

豚原料の収集先等豚原料の収集にかかわる者とア及びイを内容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が豚原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア 豚原料の収集先等は、別添５－２の確認基準を満たすこと

イ 豚原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること。

(5) 家きん原料の収集先との契約

家きん原料の収集先等原料の収集にかかわる者とア及びイを内

2　（略）

3　製品出荷に係る基準

(1)　出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該肉骨粉等を豚、鶏、うずら若しくは養殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添５－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。

(2)～(4)　（略）

4・5　（略）

別添６－１

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白の製造基準

1　原料受入に係る基準

(1)　収集先

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白（以下「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚又は家きんに由来する原料は、次の①又は②に該当するものに限る。

①　別添６－２の確認基準を満たす原料収集先から受け入れた豚

容とする契約を締結すること。

また、当該契約内容が家きん原料の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

ア　家きん原料の収集先等は、別添５－２の確認基準を満たすこと。

イ　家きん原料の収集先等は、申請に係る製造業者が締結した契約内容の実施状況を確認することを認めること。また、当該実施状況の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認めること

2　（略）

3　製品出荷に係る基準

(1)　出荷先の確認

原料混合肉骨粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該肉骨粉等を使用する飼料製造工程が豚、鶏、うずら又は養殖水産動物用飼料の製造工程であることを確認すること。

(2)～(4)　（略）

4・5　（略）

別添６－１

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白の製造基準

1　原料受入に係る基準

(1)　収集先

ア　豚について

豚及び家きんに由来する原料を混合して製造された血粉及び血しょうたん白（以下、「原料混合血粉等」という。）の製造に用いる豚に由来する原料は、別添６－２の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式７号の血液供給管理票が携

又は家きんの血液であって、別記様式第７号の血液供給管理票が携行されたもの ② 別添２－１、４－１又は６－１の基準を満たす施設から受け入れた血粉又は血しょうたん白であって、別記様式第８号の肉骨粉等供給管理票が携行されたもの (2) 原料の輸送 原料混合血粉等の製造業者は、原料収集先から原料を輸送するに当たっては、次の①又は②の要件を満たすこと。 ① (1)の①の収集先にあっては、別添６－２の確認基準を満たした状態で輸送すること。 ② (1)の②の収集先にあっては、別添２－１、４－１又は６－１の基準を満たした状態で輸送すること。 (3) 原料受入時の品質管理・記録 原料混合血粉等の製造業者は、原料受入時に豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを血液供給管理票又は肉骨粉等供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第５２条の規定に従い、適切に帳簿を備え、保存すること。確認した血液供給管理票、肉骨粉等供給管理票又は帳簿を８年間保存すること。 2 (略) 3 製品出荷に係る基準 (1) 出荷先の確認 原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先が当該血粉等を豚、鶏、うずら若しくは養殖水産動物用飼料の製造工程に使用している事業場又は別添５－１若しくは６－１による農林水産大臣の確認を受けた製造工程に使用している事業場であることを確認すること。 4・5 (略)	行されたもののみ受け入れること。 イ 家きんについて 原料混合血粉等の製造に用いる家きんに由来する原料は、別添６－２の要件を満たす原料収集先からの血液であって、別記様式７号の血液供給管理票が携行されたもののみ受け入れること。 (2) 原料の輸送 原料混合血粉等の原料の輸送に当たっては、別添６－２の確認基準を満たした条件で輸送すること。 (3) 原料受入時の品質管理・記録 原料受入時に、豚又は家きん由来以外の動物由来たん白質原料が混入していないことを原料供給管理票の記載内容、供給された原料の内容、数量、分別流通の状況等により確認し、法第５２条の規定に従い、適切に帳簿を備え、記録を保存すること。血液供給管理票は、８年間保存すること。 2 (略) 3 製品出荷に係る基準 (1) 出荷先の確認 原料混合血粉等の出荷に当たっては、出荷先の当該血粉等を使用する飼料製造工程が豚、鶏、うずら又は養殖水産動物用飼料の製造工程であることを確認すること。 4・5 (略)

（別紙２）

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」
（平成１３年３月３０日付け１２生畜第１８２６号農林水産省生産局長、水産庁長官連名通知）一部改正新旧対照表　（下線部分は改正部分）

改　正　後

記

目　次
（略）
第１　（略）
第２　飼料の製造等に関する規制
１　（略）
２　基準及び規格
(1)・(2)　（略）
(3) 成分規格等省令の留意事項
ア　別表第１（飼料関係）
(ｱ)～(ｴ)　（略）
(ｵ) 動物由来たん白質について（成分規格等省令別表第１の２の(1)）動物由来たん白質については，牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生防止の観点から，以下のような成分規格等が定められている。

由来動物	動物由来たん白質の種類＼対象家畜等	牛，めん羊，山羊及びしか	豚，鶏及びうずら	養殖水産動物等
ほ乳動物	乳及び乳製品並びに<u>非反すう動物、牛、めん羊又は山羊に由来する</u>ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	豚に由来する肉骨粉，加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○

改　正　前

記

目　次
（略）
第１　（略）
第２　飼料の製造等に関する規制
１　（略）
２　基準及び規格
(1)・(2)　（略）
(3) 成分規格等省令の留意事項
ア　別表第１（飼料関係）
(ｱ)～(ｴ)　（略）
(ｵ) 動物由来たん白質について（成分規格等省令別表第１の２の(1)）動物由来たん白質については，牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）発生防止の観点から，以下のような成分規格等が定められている。

由来動物	動物由来たん白質の種類＼対象家畜等	牛，めん羊，山羊及びしか	豚，鶏及びうずら	養殖水産動物等
ほ乳動物	乳及び乳製品並びにゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	豚又は馬に由来する血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	豚に由来する肉骨粉，加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○

	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家きん	卵及び卵製品並びにゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	チキンミール，フェザーミール，血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
魚介類	ゼラチン及びコラーゲン	○	○	○
	魚介類由来たん白質（魚粉等）	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉，加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白		×	○	○
牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しようたん白		×	×	○
牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉，加水分解たん白及び蒸製骨粉		×	×	○

○…含んでよい（乳及び乳製品，卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については，農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。
×…含んではならない。

(カ)～(ク)　（略）
イ　（略）
(4)　（略）
3～7　（略）

第3～第5　（略）

	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
家きん	卵及び卵製品	○	○	○
	チキンミール，フェザーミール，血粉及び血しょうたん白	×	○	○
	加水分解たん白及び蒸製骨粉	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	○
魚介類	魚介類由来たん白質（魚粉等）	×	○	○
	飼料として使用される食品に含まれるもの	×	○	×
豚及び家きんに由来する原料を製造工程の原料投入口で混合して製造された肉骨粉，加水分解たん白、蒸製骨粉、血粉及び血しょうたん白		×	○	○
牛、豚、馬若しくは家きんに由来する血粉又は血しようたん白		×	×	○
牛、豚若しくは家きんに由来する肉骨粉，加水分解たん白及び蒸製骨粉		×	×	○

○…含んでよい（乳及び乳製品，卵及び卵製品並びに飼料として使用される食品に含まれるもの以外の動物由来たん白質については，農林水産大臣の確認を受けたものに限る。）。
×…含んではならない。

(カ)～(ク)　（略）
イ　（略）
(4)　（略）
3～7　（略）

第3～第5　（略）

平成２８年４月１８日

関　係　各　位

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部改正
－飼料用ゼラチン等に関する規制の見直し－

1．　飼料として利用されるゼラチン及びコラーゲン（以下「ゼラチン等」という。）については、利用可能な原料をほ乳動物の皮及び骨（頭蓋骨及び脊柱を除く。）のみとするとともに、骨由来ゼラチン等については処理条件を定めてきました。

2．国内外におけるBSEの発生リスクが大きく低下したことや最新の科学的知見等を踏まえ、飼料規制について、順次見直しを行っているところです。今般、農業資材審議会や食品安全委員会の了承を得て、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令を改正し、平成28年4月18日付で、家きん、魚介類及び非反すう動物の脊柱等についても飼料用ゼラチン等原料としての利用を可能とするとともに、骨由来ゼラチン等の処理条件を変更しました。

3．　飼料用ゼラチン等の製造に当たっては、以下にご留意ください。

①　原料収集先が、大臣確認通知に記載されている原料収集先の確認基準を満たしていることを確認した上で、原料を収集する必要があります。

②　伝達性海綿状脳症への感染性が確認されている動物（ミンク、ネコ）については、引き続き原料としての利用は控えてください。

4．なお、従前どおり、ゼラチン等が含まれた飼料添加物を輸入する際にも、輸入業者による大臣確認の取得が必要となっていますので、飼料添加物の輸入の際にはご留意下さい。

5．また、今般の大臣確認通知の改正を機に、原料混合肉骨粉等及び原料混合血粉等について、製造基準を改正し、原料についての規定を整備しました。具体的には、原料混合肉骨粉等及び原料混合血粉等の原料として、豚血粉等その他原料を利用する際の製造基準を改めて規定しています。

担当：　畜水産安全管理課
飼料検査指導班・粗飼料対策班
TEL：03-3502-8111（内線 4537 ）